

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の所属	「措置の内容」の所属	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の所属	「措置の内容」の所属	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁	
080040	生涯学習協議会の設置自治体の緩和	生涯学習振興のための地方の推進体制等の整備に関する法律第10号	生涯学習の振興のための効果的推進体制の整備に関する法律第10号においては、都道府県生涯学習協議会の設置について規定しているが、市町村において生涯学習協議会を設けることを前げるものではない。	生涯学習振興のための効果的推進体制の整備に関する法律第10号に規定が定められているが、市町村において生涯学習協議会を設けることを前げるものではない。	自治体はカーン・リターンを促進させることで新たな地域活性化を計画しているが、それらの効果は住民生活の質の向上、高齢者の安心・自立生活の確保が期待される。緩和対策としては様々な方法があるが、持続可能な対策としては、新田市長が率先して定例的に生涯学習センターが可能なところから取り組む。加えて、住民主体が一つの目標を持つことにより、より効果的な連携が期待される。また、中央教育審議会でも改善されているとおり、「生涯学習」と位置づけられる。生涯学習が、自治体「生涯」における学習を指すことが、従来の生涯学習に比べて、より多岐にわたる学習活動を指すことになる。生涯学習の推進に関する法律第10号においては、都道府県生涯学習協議会の設置について規定しているが、市町村において生涯学習協議会を設けることを前げるものではない。また、自治体には専任となった小学校を二つ設置する予定があり、生涯学習協議会を推進する。このように自治体から、多岐となる事業を担った当該協議会は担当するため、自治体が目指す生涯学習を効果的に実施するためには、自治体に特化した生涯学習協議会の設置による検討が不可欠であるため。	E	I	生涯学習の振興のための効果的推進体制の整備に関する法律第10号においては、都道府県生涯学習協議会の設置について規定しているが、市町村において生涯学習協議会を設けることを前げるものではない。また、自治体には専任となった小学校を二つ設置する予定があり、生涯学習協議会を推進する。このように自治体から、多岐となる事業を担った当該協議会は担当するため、自治体が目指す生涯学習を効果的に実施するためには、自治体に特化した生涯学習協議会の設置による検討が不可欠であるため。		提案主体からの意見	E	I	各府省庁からの再検討要請に対する回答		提案主体からの意見	E	I	各府省庁からの再々検討要請に対する回答			生涯学習協議会	長野県	文部科学省